

仕様書

東部医療センター（以下「病院」という。）におけるキヤノンメディカルシステムズ社製医療機器の保守業務委託は本仕様書に基づいて行うものとする。

1. 保守期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

2. 保守委託の対象機器

(1) 対象機器

- ア 放射線治療装置及び周辺装置 放射線治療装置(VERSA HD) 1式
 - (ア) 線形加速器システム(VERSA HD)
 - (イ) 体表面光学式トラッキングシステム Catalyst
 - (ウ) MOSAIQ 及び Monaco
 - (エ) ExacTrac
 - (オ) 東洋メディック放射線治療周辺機器
 - (カ) 放射線治療計画支援ソフトウェア MIM Maestro
 - (キ) 三次元放射線治療計画装置 Raystation
 - (ク) アブチエス & 関連機器

イ Cアーム搭載型多目的デジタルX線テレビ装置 DREX-UI80/06型「Ultimax-i」1式

ウ Cアーム搭載型多目的デジタルX線テレビ装置 DREX-UI80/19型「Ultimax-i」1式

(2) 対象外機器等

- ア 放射線治療装置及び周辺装置放射線治療装置(VERSA HD) 1式
 - (ア) ハードウェア・ソフトウェアのアップグレードは含まない。
 - (イ) フィルム、プリンター用紙、赤外線マーカー等の消耗品は含まない。

イ Cアーム搭載型多目的デジタルX線テレビ装置 DREX-UI80/06型 1式

- (ア) ハードウェア・ソフトウェアのアップグレードは含まない。
- (イ) フィルム、プリンター用紙等の消耗品は含まない。
- (ウ) X線管球 DRX-6645GD/H1 は含まない。

ウ Cアーム搭載型多目的デジタルX線テレビ装置 DREX-UI80/19型 1式

- (ア) ハードウェア・ソフトウェアのアップグレードは含まない。

- (イ) フィルム、プリンター用紙等の消耗品は含まない
- (ウ) X線管球 DXB-G14345 は含まない。

3. 放射線治療装置(VERSA HD) 1式における保守範囲

- ・機器内訳は別紙付表1「放射線治療装置[VERSA HD]構成一覧」のとおり

(1) 保守契約内訳

① 線形加速器システム VERSA HD

- ・ 年4回の定期点検を実施する。(4月、7月、10月、1月)
- ・ 定期交換部品を含む。
- ・ オンコール作業費を含む。
- ・ 点検時及び修理時に発生した修理部品費はすべて含む。
- ・ 以下の高額消耗部品および構成ユニットを含む。

MAGNETRON 6370 : 45133308530 一式

THYRATRON : 45133165177 一式

ELECTRON GUN : 45133304800 一式

IVIEWGT AP PANEL : 1505978 一式

XVI AP PANEL : 1027687 一式

X-RAY TUBE : 1548845 一式

- ・ 部品交換の際、同等品(再整備部品含む)を使用することがある。
- ・ 契約対象装置における立ち合い業務を含む
- ・ リモートメンテナンスを含む。
- ・ 下記のオプション品を含む

冷水装置保守費 一式

② MOSAIQ 及び Monaco

MOSAIQ

- ・ 定期点検業務 1回/年 (7月)
- ・ 緊急保守業務(作業費、移動費含む)
- ・ 交換部品 全品含む(ただし、一般消耗品は除く)
- ・ リモートサポート/ヘルプデスク
- ・ ソフトウェアのメンテナンス/メンテナンス後のトレーニング
- ・ AD サーバー

Monaco

- ・ 遠隔点検業務 1回/年 (12月)

- ・ 緊急保守業務（作業費、移動費含む）
- ・ 交換部品 全品含む（ただし、一般消耗品は除く）
- ・ ソフトウェアのメンテナンス/メンテナンス後のトレーニング

③ ExacTrac

- ・ 対象装置の保守点検業務 1回/年 (1月)
- ・ 対象装置の修理業務
- ・ 定期点検及び修理に使用される一切の部品
- ・ 上記にかかる費用

④ 東洋メディック 放射線治療周辺機器

- ・ 修理にかかる作業費、部品費、運送費を含む
- ・ ソフトウェア保守費を含む
- ・ 点検：1回/期間中 (12月)
 - TN30013型検出器の校正はリニアック校正
 - CC04型検出器の構成はコバルト校正
 - PPC40型検出器の構成はリニアック校正またはコバルト校正
- ・ 検出器は上記の校正内容とする
- ・ 検出器の修理は校正対象品に限り、年間1本までとする
- ・ 校正時の代替機貸出を含む

⑤ 放射線治療計画支援ソフトウェア MIM Maestro

- ・ 契約期間中のソフトウェアアップグレードは無償とする
(作業はご移設様側で行う)
- ・ オンコール年2回まで対応
- ・ 交換部品費は含まない

⑥ 三次元放射線治療計画装置 Raystation

- ・ 定期点検は契約期間中1回平日に実施する (11月)
- ・ 先任者サポートは契約期間中1回平日に実施する
- ・ 隨時アプリケーションサポートを実施する
- ・ 故障などの連絡を24時間電話にて受付する
- ・ 修理時の出張費および作業費を含む
- ・ 修理に使用する部品代を含む
- ・ ソフトウェアのアップデートを実施する
- ・ オプションソフト等の追加は含まない

- 専任製造販売業者から新バージョンがリリースされた場合に限る
- 周辺機器の修理を含む
- 夜間休日の出張費作業費は含まない

⑦ アブチエス＆関連機器

- 保守対応機器項目
 - アブチエス本体
 - 制御用 PC2 式
 - PC 用モニターと付属ケーブル
 - 先端接触子 2 個（点検時に交換または納品）
 - その他、アブチエス関連周辺機器
- 定期点検 1 回/年（12 月）
- ソフトウェアバージョンアップ 1 回/年
- オンコール問い合わせ、修理等隨時対応

(2) 保守契約適用除外項目

- 周辺機器及びメディア等消耗品は含まない
- 保守対象装置一覧以外の他社製品は含まない
- オーバーホール、移設作業は含まない
- ウイルス感染の調査及び対策、駆除は含まない
- ネットワーク関連部品、ケーブル、ハードウェア交換や他社装置更新に伴う接続費用は含まない
- CITRIX に関する Windows アップデート等の特殊作業は含まない

4. C アーム搭載型多目的デジタル X 線テレビ装置 DREX-UI80/06 型 1 式における保守範囲

- 機器内訳は別紙付表 2 「デジタル X 線 TV システム [DREX-UI80/06] 構成一覧」のとおり

(1) 保守契約内訳

- ① 多目的デジタル X 線 TV システム [DREX-UI80/06]
- 使用頻度“120 検査人数/月”以下を適用
 - 年 2 回の定期点検を実施する（5 月、11 月）
 - 定期交換部品を含む
 - オンコール作業費を含む

- ・ 点検時及び修理時に発生した修理部品費について一品 200,000 円を超える場合は差額を請求する
- ・ 部品交換の際、同等品（再整備部品含む）を使用することがある

(2) 保守契約適用除外項目

- ・ 周辺機器及びメディア等消耗品は含まない
- ・ 漏洩 X 線測定は含まない
- ・ オーバーホール、移設作業は含まない
- ・ ウイルス感染の調査及び対策、駆除は含まない

5. C アーム搭載型多目的デジタルX線テレビ装置 DREX-UI80/19 型 1 式に
おける保守範囲

- ・ 機器内訳は別紙付表3「デジタルX線TVシステム[DREX-UI80/19]構成一覧」のとおり

(1) 保守契約内訳

- ① 多目的デジタルX線TVシステム[DREX-UI80/19]
 - ・ 使用頻度“60検査人数/月”以下を適用。
 - ・ 年2回の定期点検を実施します。（契約期間内 計2回）
 - ・ 定期交換部品を含む
 - ・ オンコール修理作業費を含む。
 - ・ 修理時に発生した修理部品費について一品200,000円を超える場合は差額を請求する
 - ・ 部品交換の際、同等品（再整備部品含む）を使用する事がある
- ② バルコ社製 Nexxis 映像配信システム
 - ・ 年1回の定期点検を実施します。（契約期間内 計1回）
 - ・ オンサイト保守（トラブル対応に限る）。
 - ・ 「延長保証対象製品」
 - 1) MDSC-8255 MNA (K9352362) 1個
 - 2) MNA-420 ENC HDMI (K9303320B) 2個
 - 3) MMUIP-2213 STEW-BNN3 (K9352823) 1個
 - 4) ENW X620-16x (C9826200) 1個
 - 5) NEXXIS NMS FULL LICENSE (K9350216) 1個
 - 6) MNA-420 SDI (K9303321B) 1個
 - 7) MNA-240 DEC DVI (K9303270A) 1個
 - 8) MNA-420 DEC HDMI (K9303331B) 1個
 - ・ オンサイト保守はトラブル発生日より3営業日以内（ペストエフオート）で

対応すること。作業時間帯は平日9:30～18:00までとする。

- ・ 延長保証に含まれる対象製品は上記に記載された製品。
 - ・ オプティカルファイバーケーブル、1G/10G SFPモジュール、ラックマウント工具は保守契約の対象外とする。
- ③ 大林製作所社製 モニタ懸垂装置 [PILOT2D]
- ・ 年1回の定期点検を実施します。(契約期間内 計1回)
 - ・ フルサポートプラン
 - ・ 部品代、オンコール対応を含む。
- ④ オリオン・ラドセーフメディカル社製 [XiOAs2画像録画装置]
- ・ 定期点検なし。
 - ・ 製品の無償保証を延長する内容となる。
 - ・ 故障の場合、当該機種の引き上げ、修理後再設置が含む。
 - ・ 代替機の貸出が含まれる。

(2) 保守契約適用除外項目

- ・ 周辺機器及びメディア等消耗品は含まない。
- ・ 保守対象装置一覧以外の他社製品は含まない。
- ・ ウィルス感染の調査及び対策・駆除は含まない。
- ・ 漏洩X線量測定は含まない。
- ・ オーバーホール、移設作業は含まない。
- ・ 時間外・休日及び祝日の点検作業は含まない。(DREX-UI80/19のみ)
- ・ 機能アップ等のアップデートは含まない

6. 故障修理

病院から故障発生の連絡を受け付けたときは、病院中央放射線部技師（以下「担当者」という。）と故障状況を調査し速やかに対処すること。

7. 定期点検報告書及び故障修理報告書

各報告書は担当者の確認印を得た後、中央放射線部へ提出するとともに、写しを1部経営課へ提出すること。

8. 除外事項

次に掲げる故障については、本契約から除外する。

- (1) 病院の故意若しくは重大な過失又は病院設備（電気、空調等）の異常による故障
- (2) 病院独自に変更又は改造した機器
- (3) 受託業者以外の者が保守又は修理したことに起因する故障

- (4) 受託業者の承認なしに機器を移動又は再設置したとき
- (5) 天災その他不可抗力による故障

9. 委託料の支払い

- (1) 委託者は、契約期間中に保守業務の完了検査を履行開始日から令和8年6月末まで、令和8年7月から令和8年9月末まで、令和8年10月から令和8年12月末まで及び令和9年1月から履行終了まで4回行うものとし、受託者は、検査に合格した後に当該業務に係る委託料の支払いを請求することができるものとする。
- (2) 受託者は、「2. 保守委託の対象機器」における検査の際に、「7. 定期点検報告書及び故障修理報告書」に定める報告書及びその他保守業務を履行したことが確認できる書類等を委託者に提出するものとする。ただし、提出書類が既に病院へ報告書が提出されている等の理由で重複する場合、その他委託者が必要でないと認めたときは、受託者は、当該書類の提出を省略することができるものとする。
- (3) 委託者は、請求書を受領した翌月の末日（金融機関休業日の場合は、その直前の金融機関営業日）までに受託者に支払うものとする。

10. 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、病院へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が前号に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前号の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

11. その他

- (1) 業務の履行に当たり、別紙1「情報取扱注意項目」及び別紙2「障害者差別解消に関する特記仕様」を遵守しなければならない。
- (2) その他本仕様書に記載のない事項については、担当者と協議の上、実施するものとする。
- (3) 本契約に関しては、令和8年度予算の成立を条件とする。

付表 1.構成一覧

1	放射線治療装置 VERSA HD	一式
	(1) MLC AGILITY	1
	(2) HEXAPOD	1
	(3) CATALYST/C-RAD	1
2	エレクタ社 MOSAIQ 及び Monaco	一式
3	ブレインラボ社 ExacTrac	一式
4	東洋メディック社 TN30013 型検出器、CC04 型検出器、PPC40 型検出器	一式
5	ユーロメディック社 MIM Maestro	一式
6	日立ハイテク社 RayStation	一式
7	ゼニスヘルスケア社 アプチエス & 関連機器	一式

付表 2.構成一覧

1	多目的デジタル X 線 TV システム DREX-UI80/06	一式
	(1)寝台 MFX-8000A	1
	(2)X 線可動絞り BLF-600B/M3	1
	(3)診断用 X 線高電圧装置 KXO-80Z/U1	1
	(4)デジタルラジオグラフィ装置 HDR-08A/P7	1
	(5)フラットパネル TFP-1700A	1

付表 3.構成一覧

1	多目的デジタル X 線 TV システム DREX-UI80/19	一式
	(1)寝台 MFX-8000A	1
	(2)X 線可動絞り BLF-600B/M3	1
	(3)診断用 X 線高電圧装置 KXO-80Z/U1	1
	(4)デジタルラジオグラフィ装置 HDR-08A/PX	1
	(5)フラットパネル TFP-1700A	1
2	大林製作所社製モニタ懸垂装置 [PILOT2D]	一式
3	バルコ社製 Nexxis 映像配信システム	一式
4	オリオン・ラドセーフメディカル社製 [XiOAs2 画像録画装置]	一式

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事实上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにはかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したもの）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

- 第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
- (1) 契約を解消すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条第1項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第2項の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

- 第13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。
- 2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。
- 3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関する十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。
- 4 乙は、前3項に規定する事項のほか、番号利用法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

- 第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。
- 2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。